

教育福祉産業常任委員会会議録

【開会】	3
【議案第 6 号】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	3
【議案第 11 号】 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	4
【議案第 15 号】 矢板市学童保育館の指定管理者の指定について	6
【議案第 16 号】 木幡北山はつらつ館の指定管理者の指定について	8
【議案第 12 号】 矢板市火入れに関する条例の一部改正について	9
【議案第 13 号】 矢板市水道事業給水条例及び矢板市下水道条例の一部改正について	11
【議案第 17 号】 矢板市八方ヶ原交流促進センターの指定管理者の指定について	12
【委員長報告】	15
【閉会】	15

1 日 時

令和7年12月3日（水）午後0時57分～午後1時53分

2 場 所

第二委員会室

3 出席委員（7名）

委員長 神谷 靖

副委員長 榊真衣子

委 員 掛下法示、櫻井恵二、高瀬由子、小林勇治、伊藤幹夫

4 欠席委員

なし

5 説明員（13名）

(1) 健康福祉部（1人）	高橋 理子	②こども政策室	阿久津順子
(2) 社会福祉課（2人）		③こども政策室	弦巻 賢介
①社会福祉課長	加藤 清美	④保育担当	佐藤 沙織
②障がい福祉担当	岡 信乃	⑤ 農林課（2人）	
(3) 幸齢課（2人）		①農林課長	山下 征子
①幸齢課長	相馬 香織	②林政推進室	小川 靖
②地域支援担当	大澤 英勝	⑥ 商工観光課（2人）	
(4) こども課（4人）		①商工観光課長	山口 武
①こども課長	斎藤 敦子	②観光担当	黒崎 真史

6 担当書記

清水ゆう子

7 付議事件

【議案第6号】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

【議案第11号】矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

【議案第12号】矢板市火入れに関する条例の一部改正について

【議案第13号】矢板市水道事業給水条例及び矢板市下水道条例の一部改正について

【議案第15号】矢板市学童保育館の指定管理者の指定について

【議案第 16 号】木幡北山はつらつ館の指定管理者の指定について

【議案第 17 号】矢板市八方ヶ原交流促進センターの指定管理者の指定について

【開会】

○委員長（神谷 靖） ただいま出席している委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、教育福祉産業常任委員会を開会する。 (12:57)

これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第6号、議案第11号から議案第13号、議案第15号から議案第17号までの7件である。

なお、説明に当たり執行部には簡潔な御説明をお願いする。

【議案第6号】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○委員長 議案第6号を議題とする。

○社会福祉課長（加藤清美）

（「提出議案説明書」3ページ、「議案書」7～11ページにより説明）

○委員長 これより議案第6号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○掛下委員 改正前を見ると条項で規則を定めると書いてあるが、それを今回あえて細かく書いている理由は規則で定めるという内容をやめて全部細かくしたという意味か、趣旨が分からぬ。

○社会福祉課長 今現在、市の端末では国民健康保険と後期高齢者医療の情報しか見られない。マイナ保険証が普及していくとマイナ保険証を出された場合にはマイナポータルから暗証番号を入力してもらいその画面で保険情報を提示してもらうようになるが、暗証番号を忘れるなどした場合はマイナポータルに入れないと、マイナンバーカードだけだと保険の情報が分からぬ。そうなった場合に窓口で個人番号を記入してもらい、市の端末を用いてその中で国民健康保険と後期高齢者医療保

険以外の保険、こちらに並べてある各保険法で定められている保険の医療情報を取得できるようにさせるという内容であり、また改めて規則で定めてある。全ての医療保険の情報を見ることができるという内容に変えるというものである。

○委員長 そのほか質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第6号は原案のとおり可決された。

【議案第 11 号】矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

○委員長 次に、議案第11号を議題とする。

○こども課長 (斎藤敦子)

(「議案書」25~32ページにより説明)

○委員長 これより議案第11号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○委員長 委員長交代のため、暫時休憩する。

(13:08)

○副委員長 委員長を交代した。

休憩前に引き続き再開する。

(13:08)

○神谷委員 今回虐待について改正されていると思うが、その具体的な内容は。

○こども課長 改正の内容としては、第2項・第3項が児童福祉法に設けられたといふことで、第2項の内容は虐待の通報先が所管行政庁、これが都道府県とか指定都市、市町村というものが指定されたということと、第3項は虐待の通報受理などを講じた場合には、児童福祉審議会へ報告することになっており、その児童福祉審議会の構成員というものが指定されたのが第3項となっている。

○神谷委員 通報に関する変更だけということか。

○こども課長 改正前は通報に関してはガイドラインで決まっていたものが今度は児童福祉法に位置付けられたということである。

○神谷委員 調べたところ、今まで身体的とか具体的な虐待のほかにいろいろネグレクトとかそういうものが追加されたと上位の法改正を見たらそういうことが書かれていたが、虐待の中に既にあるのか。

○こども課長 身体的、心理的、ネグレクトといった虐待はガイドラインの中で位置付けられており、今回の改正からすれば新たにというものではなく従前からあったものである。

○副委員長 委員長交代のため、暫時休憩する。 (13:11)

○委員長 委員長を交代した。

休憩前に引き続き再開する。 (13:11)

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 11 号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第 11 号は原案のとおり可決された。

【議案第 15 号】矢板市学童保育館の指定管理者の指定について

○委員長 次に、議案第 15 号を議題とする。

○こども課長

(「議案書」42 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 15 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○掛下委員 公募が 1 者しかなかったということで、せっかくの公募の意義が薄れているのだが、いつどういった形で公募をしたのか。皆に周知する方法に問題がないかどうか調べたいので、どういった方法で公募したのか。それに対してほかからの応募がなかったということに対して、何か心当たりはないのか、その辺を聞きたい。

○こども課長 公募の実施は 8 月 20 日に開始し提出期限は 9 月 19 日まで、そして計画書は 10 月 6 日までとしたものについては市のホームページで公表した。今回、社会福祉協議会 1 者からしか応募はなかったが、その理由については正確ではないが、民間事業者で近隣でも請負っているような事業者には公募の前に声掛けは行った。その内容を見た上で民間事業者の考え方で提案がなかったと考えている。

○掛下委員 公募の方法として市のホームページについては特定の関心ある人は見ているが、媒体として一つは市の広報、さらに新聞を含めた何かもっと幅広い公募の方法を考える必要があるのではないかと。今回四つとも 1 者以外誰もいなかったので、矢板市としての公募のやり方について、ホームページだけではまずい、見て

ない人もいるので考えて欲しいと感じているがいかがか。

○こども課長 指定管理の選定については、こども課だけではなく全序的な話でもあり、総合政策課が主にその選定には取り組んでいるため、そういったところと話を進められればと思う。

○掛下委員 公募の管轄は総合政策でやっているということなので、そういう意見があつたということで反映して欲しい。結局1者ということは問題だと私は見てくる。

○委員長 ほかに質疑はないか。

○榎委員 この1億2,500万円の指定管理料の上限が1億3,000万円でそのうち2,000万円が国の定める処遇改善に取り組んだ場合というのが公募資料にあつたと思うが、その処遇改善の部分が見込まれている金額ということでおろしいか。

○こども課長 そのとおり。

○榎委員 承知した。先ほど石塚議員から会議中に質疑がありその回答であったが、有資格者に対しての処遇改善の話というのはそれという認識か。

○こども課長 そのとおり。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第15号は原案のとおり可決された。

【議案第16号】木幡北山はつらつ館の指定管理者の指定について

○委員長 次に、議案第16号を議題とする。

○幸齢課長（相馬香織）

（「議案書」43ページにより説明）

○委員長 これより議案第16号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○掛下委員 この団体の存在が東京なので我々はよく分からぬが、これを選んだ理由は何か。

○幸齢課長 選定委員会で選定した結果である。この事業団の本社は東京だが支店は市内にあり、市内において事業展開している。現在も指定管理を行っており、はつらつ館ができた当初から委託していた時期も含めて長年にわたり指定管理を行っており、地域の方との交流や良好な運営を行っている実績がある。

○掛下委員 これも先ほどと一緒だが、1者しか来てないので、もう少し幅広く公募をやって欲しい。おそらくさつきと条件は一緒だと思う。矢板市のホームページだけでなく、もう少し幅広く公募をやるように関係所管に意見して欲しい。そして、ほかと比較して良し悪しを見る必要あると思うので1者だとどうしても偏ってしまうと思うので、そういったところは今後よろしくお願いしたい。

○幸齢課長 そういった意見があったということは所管課に伝える。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第16号は原案のとおり可決された。

○委員長 執行部入替えのため、暫時休憩する。 (13:22)

○委員長 休憩前に引き続き再開する。 (13:28)

【議案第12号】矢板市火入れに関する条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第12号を議題とする。

○農林課長 (山下征子)

(「議案書」33~35ページにより説明)

○委員長 これより議案第12号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○掛下委員 これを見ると最初のひらがなを漢字に変えるだけでほかは何も変えてないという意味か。

○委員長 次のページに記載されており、今説明もあった。

○委員長 委員長交代のため、暫時休憩する。 (13:30)

○副委員長 委員長を交代した。

休憩前に引き続き再開する。 (13:30)

○神谷委員 林野火災に関する注意報というのが今回追加されたということだが、この注意報が発表になる条件とは具体的に何か、気象庁が発表するものか。

○農林課長 塩谷広域行政組合の管理者が発表するものである。

○副委員長 委員長交代のため、暫時休憩する。 (13:31)

○委員長 委員長を交代した。

休憩前に引き続き再開する。

(13:31)

○委員長 そのほか質疑はないか。

○櫻井委員 野焼きはどうなるのか、関係ないのか。

○農林課長 森林から1kmの範囲に適用する条例になるため、しば焼や野焼きがその範囲にかかっているものであれば該当する。

○委員長 そのほか質疑はないか。

○掛下委員 森林というと、例えば成田でいうと1kmとしたら結構幾らでも該当するのでその森林の範囲とは林を含めたどういう森林が適用されるか。全部適用になるのか。

○農林課長 森林法の第2条に指定される森林である。

○掛下委員 その2条に指定されている森林とはどういう範囲か。要するに成田のちよつとした森林とか、高原みたいに大きい森林をいうのか、その辺の範囲がよく分からぬ。

○農林課長 地域森林計画というのがあり、それに指定されている山林ということで大体の山林はそれに該当している。家の周りの林などは入らないが、成田の山林は入っている。

○掛下委員 成田も入るということであれば、あそこで野焼きなどを結構やるので今後注意しなくては駄目だということか。1kmであれば結構該当すると思うがいかがか。

○農林課長 農区が主体でしば焼が実施されるが、そういったときには消防には計画を提出しているため、その場合にこの新しく定めた注意報が発令された場合には途中中止しなければならないということである。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 12 号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第 12 号は原案のとおり可決された。

【議案第 13 号】矢板市水道事業給水条例及び矢板市下水道条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 13 号を議題とする。

○水道課長（柳田恭子）

(「議案書」36~39 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 13 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○掛下委員 今まではどうだったのか。

○水道課長 37・38 ページのとおり、今まで、管理者である市長が既に指定給水装置工事事業者というものを指定して、矢板市の場合は指定給水工事事業者が市内に 20 か所、近隣市町に 96 か所の合計 116 か所あり、その工事事業者が被災した時に困るということで、今回水道のほうはそういうものをやっており、下水道の工事ができる排水設備指定工事店については下水道課長から説明申し上げる。

○下水道課長（高久英治） 下水道の排水設備指定工事店についても下水道管理者が定めており、全体で 101 業者が矢板市で指定されている。うち 23 者が市内の業者登

録になっており、大災害などでその辺の業者が被災した場合、他の市町の下水道事業管理者が指定した業者として、矢板市の排水などの復旧につなげられるようにできるように改正するものである。

○掛下委員 分かった。他の業者でも広範囲に指定できるようになったと、そういう意味では拡大したということか。

○伊藤委員 要はお互いに貸し借りをしようということか。

○下水道課長 矢板市において今回条例改正をいたしますので、矢板市民が被災したときに矢板市で登録されている業者以外で、例えば宇都宮市の指定業者に声をかけて工事を請負ってもらえることができるというのが 1 つ。ただし、例えば違う町が今回みたいな条例改正を行わなかった場合は、逆に矢板市の指定を受けている業者であっても行くことはできないので、そういう意味では交換ということではない。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 13 号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第 13 号は原案のとおり可決された。

【議案第 17 号】矢板市八方ヶ原交流促進センターの指定管理者の指定について

○委員長 次に、議案第 17 号を議題とする。

○商工観光課長（山口 武）

（「議案書」44ページにより説明）

○委員長 これより議案第17号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○掛下委員 八方ヶ原交流センターはいろいろ頑張っていると思うが、今回新しく公募にあたり、どういうことを評価して選定したかということを聞きたい。

○商工観光課長 つつじという観光資源ということで、それ以外のアウトドアのアクティビティとかそういったこと等あるが、指定管理のほかの自主事業としてあそこを有効活用するということでキャンプ場をさらに広げて、収益性を上げていきたいという希望があり、その点を評価した。

○掛下委員 先ほどもほかのグループにも話したが、公募が1者しかないということで、広報の仕方とかそういったものについては矢板市のホームページ以外はやっていないということで、別な媒体を利用してできるだけ広範囲に公募があるように、少なくとも複数者以上を心がけて欲しい。確かにたかはらの森は実行として星空観測とか年に1回ぐらいやっていて新しい試みをやっていると思うが、複数の業者があればいろいろな提案があると思われるため、そういうのをぜひともトライできるように広報の面で頑張って欲しいと思うがいかがか。

○商工観光課長 まず公募については広く周知を図れるよう工夫していきたいと考える。アウトドア関係の自主事業展開、これも資源に限りがある状況下で気候も厳しいということもあり、かなりこういったケースに慣れている事業者でないと難しいという点も多々ある。その辺も含み、他市町の施設等の状況等も勘案しながら今後進めていければと思う。

○掛下委員 キャンプ場を広げるのはいいと思うが数日前のニュース見るとキャンプ場等はクマの問題でかなり来る人が少なくなっているということである。矢板も同

じように対策として、いろいろ広範囲に今までと違った形でクマ対策を入れてもら
い、業者とも相談しながら矢板市としてもカバーできるように。今は心配で孫に行
けとは言えない雰囲気があるので対策をしっかりやって欲しいと思うがいかがか。

○商工観光課長 クマの件についてはこの前も話をさせていただいたが、管理者のほ
うで、熊鈴や熊スプレーのレンタルをやっている。また、キャンプに来た際には食
物残渣は各自の車で保管するという指導を行っている。また、お互い連携のもと仮
にクマが目撃された若しくは出てきたという場合には施設を避難所とするという形
をとっている。通常、目撃情報の場合には、施設で登山者への広報、キャンプの場
合は近くに出没した際には閉鎖という可能性もあるということでやっているが、ま
だ施設自体のマニュアルができないため、今後指定管理者とマニュアル策定に向
けて取り組んでいく。

○掛下委員 対策として、最近の具合を見ると星空観測は暗ければいいのだけど、ク
マの出没からすると逆に明るいほうがいいってことで、キャンプ場の夜を明るくす
るということを実際やっているところもあるようなので、その辺も踏まえて広範囲
の対策をやっていただきたいという意見である。

○委員長 ほかに質疑あるか。

○小林委員 今年度 7.4% の上昇率ということで、年額 130 万円 7.4% 上昇した根拠、
先ほどの説明でキャンプ場の活用ということを市として評価したという説明があつ
たが、何かそのほかに物価上昇とか、今回の 7.4% 上昇となった根拠は何か。

○商工観光課長 限度額の算定で上限については前年 4 年間の諸経費の平均値をと
り、その平均値に対して消費者物価指数の上昇率、実質賃金の上昇率をかけ合わせ
て算出している。近隣でいうと県で指定管理を出している県民の森、これと概ね同
じ上昇率になったというところであるため、ある意味では適正な数字であるという

ふうに解釈している。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第17号は原案のとおり可決された。

【委員長報告】

○委員長 以上でこの委員会に審議を付託された案件は終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で教育福祉産業常任委員会を閉会する。

(13:53)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和7年12月3日

教育福祉産業常任委員会委員長